

公益社団法人国際演劇協会日本センター寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人国際演劇協会日本センター（以下「本センター」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 通常寄附金 一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金。
- ② 公募寄附金 一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金。
- ③ 特別寄附金 前各号のほかに、個人又は団体から受領する寄附金。

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(通常寄附金の募集)

第3条 本センターは常時通常寄附金を募ることができる。

2 通常寄附金は、原則として、公益目的事業会計に配賦するものとする。ただし、通常寄附金総額の100分の50以内を法人会計に配賦することができる。

(公募寄附金の募集)

第4条 公募寄附金を募集するときは、募集の趣旨若しくは目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途（計画）及びその他（寄附金の募集に）必要な事項を説明した書面（以下「寄附金募集計画書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 公募寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(寄附金募集計画書の交付等)

第5条 公募寄附金を募集するときは、寄附金募集計画書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて寄附金募集計画書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第6条 通常寄附金又は公募寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項による寄附金募集計画書（並びに認定書写し）を寄附者に送付するものとする。

2 前項及び特別寄附金の受領書には、本センターの（主たる業務である）公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

（募金に係る結果の報告）

第7条 本センターは、公募寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定（又は事業計画）その他（又は今後の予定その他募集結果に係る重要な）必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 本センターは、公募寄附金の支出が（又は公募寄附金にかかる事業等の遂行が）完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

（特別寄附金）

第8条 本センターは個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。受領に際して寄附書にて寄附者の資金使途等の意思を確認する。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用（処分等の）方法について条件が付されているとき（若しくは負担が付されているとき、相当の管理費用等の経費負担が生ずるとき、又は管理リスクが生ずるとき）は、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、（理事会の承認を得て）当該寄附金を辞退しなければならない。（また監事に報告するものとする。）

- ① 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ③ 寄附金の受け入れに起因して、本センターが著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、本センターの業務の遂行上（若しくは事業の大幅な変更又は管理等の相当のリスク等により）支障があると認められるもの及び本センターが受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

（情報公開）

第9条 本センターが受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廢)

第 11 条 この規程の改廢は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。